

バーゼルⅢに関する事項

S M B C 信託銀行

自己資本比率に関する事項

■自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という)に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2025年3月末	2026年3月末
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	194,503	220,916
うち資金及び資本剰余金の額	173,103	173,103
うち利益剰余金の額	21,400	47,813
うち自己株式の額(△)	—	—
うち社外流出予定額(△)	—	—
うち上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,065	495
うち一般貸倒引当金コア資本算入額	1,065	495
うち適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	195,569	221,411
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,790	11,586
うちのれんに係るものの額	—	—
うちのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,790	11,586
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	851	1,211
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	958	1,152
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うちその他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うちモーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うちその他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うちモーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11,600	13,950
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	183,968	207,460
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,022,836	963,004
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	112,103	122,579
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,134,940	1,085,584
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.20%	19.11%